



議会だより

9月議会



会津耶麻町村議会議員研修会

九月二十七日に、北塩原村、猪苗代町、磐梯町、西会津町の各議員が出席し、猪苗代町体験交流館「学びいな」において開催されました。

研修会では、福島大学 行政政策学類教授 垣見隆禎氏を講師に迎え、「地方議会の改革と活性化に向けて」地方自治体議会基本条例について「聴講してきました」。



◎今号の主な内容

- 村政報告（磐梯山地域の日本ジオパーク認定など） 2

村の考えを問う

- 一般質問 5議員が登壇（風評被害対策に質問集中!!） 3～9
- 議決結果 9

村政報告



村長 小椋 敏一

招 集 挨 拶

9 月 定例会

9月12日～16日

一、磐梯山の日本ジオパーク認定について

猪苗代町、磐梯町の両町と一緒に協議会を設立し、各種活動を展開してきた磐梯山周辺地域が、日本ジオパーク委員会審査員による現地調査を経て、九月五日の最終審査会において、日本ジオパークに認定されました。東北初の認定であり、磐梯山の噴火によってできた湖沼群や、荒廃からよみがえった緑の大地、そして岩なだれの跡が存在している等、貴重な地域遺産として評価されるとともに、ジオサイトの選定、さらには長年活動してきた現地ガイド団体の取り組み、地元住民の関わり等が、高く評価されたものであります。九月二十九日には北海道で行われます洞爺湖有珠山大会会場で認定授与式が行われます。今後は村の観光振興のため、世界ジオパーク認定に向けた各種の取り組みを進めてまいりますので、村民の皆さま方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

二、原発事故による風評被害対策について

東日本大震災の発生から六ヶ月が過ぎましたが、現在でも本

村における原発事故による風評被害が様々な分野において影響を及ぼしています。この深刻化する風評被害を払拭するため、村では「がんばろう北塩原村」「きてくなんしょ裏磐梯」をスローガンに、第四回目となる天人ウォークの開催や、第五十五回東京高円寺阿波踊り大会への参加、合宿誘致活動、さらには物産展の開催をはじめ、村内外において村の安全安心を発信する活動を展開してまいりました。また、この秋にも旧会津米沢街道ワンデーマーチ、裏磐梯秋まつり、首都圏での物産展の開催、また各種メディアを使ったPR活動を展開する計画であります。あらゆる機会をとらえて、引き続き風評被害の払拭のため種々の活動を行ってまいります。

三、村政懇談会の開催について

去る七月四日から八月十一日の間、村内の全地区において、村政懇談会を開催させていただきました。第四次総合振興計画の策定の時期をとらえ、村民の望む村のあるべき姿などについて、村民と一体となったむらづくりを進めるために開催したものです。懇談会では、生活に直結した諸問題や、産業の振興、

教育など、いろいろな生活課題に關した積極的な意見が多く出されました。今後これらの意見を踏まえ、総合振興計画に反映させるとともに、村民との協働による、住んでよかったと実感できるむらづくりに努めてまいります。

四、小学生の交流事業について

去る七月二十二日から二十五日までの四日間、村内小学六年生児童を対象とした、沖縄県東村との交流事業、ちびっこ体験学校を実施いたしました。参加した三十四名の子ども達は、沖縄での民泊体験、自然体験など、様々な体験を通じ交流を深めるとともに、沖縄の歴史や文化を学び、元気に帰ってきました。今後もうこうした体験を通し、子ども達がさらに健やかに成長することを願っているところであります。なお、十月二十日には沖縄県東村の交流の翼をお迎えする予定でありますので、村民の皆さま方の歓迎をよろしくお願い申し上げます。

五、裏磐梯スポーツ少年団バドミントン部の全国大会について

裏磐梯スポーツ少年団バドミ

ントンは、六月四日に開催された全国小学校バドミントン大会県大会において強豪を破り、見事優勝の快挙を成し遂げ、県代表として七月二十九日から八月一日にかけて京都府で行われました全国大会に出場しました。各県の代表、四十八チームの参加があり、全国大会でも裏磐梯チームは健闘し、村民に元氣と活力を与えました。

六、外国語指導助手について

外国人英語助手、ミツチエル・マズデン先生の後任として、この八月に、アメリカのカリフォルニア州出身のタイラー・スコット・マイヤーズ先生が着任しました。先生には子ども達への英語指導や、国際理解学習などにご尽力いただくこととなります。二年間の勤務を終えられた前任のミツチエル・マズデン先生の今後のご活躍をお祈りいたします。



一般質問 1

6番 相原 和之



1 風評被害について

- ① 原子力発電所事故により、今もなお予約控え等が続いている状況の中、県内有数の観光地を持つ村としてどう対応していくのか伺う。
- ② 観光業の衰退により、人口の減少につながらないようにすべきと考えるが、村はどう対応していくのか伺う。

商工観光課長

観光物産展を東京都内など九ヶ所での実施や、県の事業を活用した宿泊客誘客のため、県内の主な教育委員会への訪問活動や県内外の大学、高校への合宿誘致のためのキャラバン活動を実施してきた。「がんばろう北塩原村」「きてくなんしょ裏磐梯」を旗印に教育旅行等受け入れのためのキャンペーン活動を

実施するとともに、新聞広告、テレビコマercialの活用、また県内の子ども達向けの冬季体験活動助成事業を企画し実施していききたい。なお、磐梯山地域の日本ジオパーク認定を受けて積極的に情報発信に努めていきたい。

企画室長

原子力損害賠償請求の早期実施をはじめとして、裏磐梯の観光地としてのイメージの回復、観光入り込み客数の回復など、住民、企業・団体、行政が一体となって実施しながら、村民生活の維持に努めていきたい。

再質問

この非常事態にある状況下で、村民の生活を守るためには、即効性のある対策が必要であると考えるが。

村内で十分な経済活動ができる状況をつくらなければならぬと考えるが、村として国・県に対して働きかけをしていくべきでは。

商工観光課長

観光客入り込み数をみると三月には七割減少したが、七月・八月には大分持ち直してきており少しづつではあるが裏磐梯が安全であるということが周知されてきていると考えている。今後とも引き続き会津の安全安心を十分にPRしていきたい。

企画室長

福島県が策定した福島県復興ビジョンの中の大きな柱として、新たな時代をリードする産業の創出という大きな柱があり、村が持つ様々な資源を活用しながらこのビジョンの実現に向けて資源のPRや活用を訴えていきたい。

再々質問

村民が緊張感・緊迫感を持って過ごしている中、会津が福島県を盛り上げていくような即効性のある対策を国、県、会津管内市町村と連携して実施していくべきでは。

副村長

福島県の事業である「ふくしまっ子夏の体験活動応援事業」、これは主に中通り、浜通りの子ども達が会津地方に宿泊する場合に補助を行う事業であるが、九月で終わる事業をさらに冬まで延長するよう働きかけをしていく考えである。

また、今議会の補正予算に提案しているスキー客が裏磐梯に宿泊する際の補助を計画しており即効性のある対策になると考えている。

2 火災建物の状況について

- ① 剣ヶ峯地区において平成二十年十月に発生したホテル火災建物の現在の状況について伺う。

商工観光課長

民間所有の建物であり村では取り壊しのための強制力を持つておらず、所有者に対して要請を行ってきたところであるが、平成二十二年十二月定例会における村長答弁において、所有者・環境省にも今後要請・要望を続けていくが、土地建物の買収、整理も視野に入れて対応していきたいとの趣旨を踏まえ、現在、所有者に対し撤去等を含め早期

に環境を整えるよう働きかけを行っている。

再質問

三年も経過してなおそのままの状況である現状には問題があると考えるが。

商工観光課長

少しでも前進していくよう、より一層努力していきたい。

再々質問

最も美しい村連合への加盟、磐梯山地域の日本ジオパークへの認定といった状況の中、火災建物をはじめとした廃屋等を含め、裏磐梯の構造物について村ではどのような方向性を考えているのか。

村長

所有者と協議は重ねているところであるが、時期が来れば、予算措置をして買収なり様々な形で対応を考えていきたい。

一般質問 2

5番 小 椋 元



1 原発事故被害対策について

① 観光客の入り込み状況の昨年比（三月～八月）について伺う。

② 原発事故による農業や観光業への損害賠償、風評被害に対する補償交渉の進捗状況について伺う。

商工観光課長

昨年の三月から八月までの観光入り込み客数が一三三万五二一人であり、本年が一〇一万三、三四〇人で、前年比二、三、八%の減となっている。



企画室長

農産物の損害賠償についてはJA会津いいでが農家の書類を取りまとめ、JAグループの県の協議会を通じて東京電力に一括請求、交渉を行い支払いを受ける枠組みとなっている。

観光関係の損害賠償については、県の商工会連合会が村の商工会に復興支援員を一名配置し、村内の商工業者の被害状況等の実態調査を現在行っている。

村商工会では原発事故損害賠償説明会の開催の案内や、手続きの説明、書類等の作成助言等を行い、最終的には各事業者が請求する枠組みとなっている。

村では風評被害対策会議を開催し関係者との情報共有、対策の協議、また原子力損害賠償の完全実施について文部科学省に福島県知事とともに村長が直接要望をしているところである。

再質問

村内への観光客の入り込み数を調査してはいないのか。

損害を被っている組合等などのかなりの損害を受けているかを調査して東京電力と交渉していく必要があると考えるが。

商工観光課長

風評被害の状況について各宿泊施設のキャンセル数等については風評被害対策会議の中でも把握しているところであるが、村の観光入り込み客数については、県の観光交流課の調査が一元化しており、県内市町村の集計にならって、村内十二のポイントでの車両通行台数を基に把握をしている。

企画室長

被害額については風評被害対策会議の商工観光部会・農業部会の各部会において、被害額の調査を実施している。

また八月三十日に補償基準が示され、具体的な計算方法が示されたところである。現在具体的な請求書の様式を作成しているところであり、今後請求の窓口設置や説明会が実施される流れとなっている。

再々質問

風評被害でどれだけの観光客が減少し損害が出ているのか。東京電力への補償請求のフォローを行うべきでは。

商工観光課長

風評被害対策会議、商工観光

部会の資料で、

- ・教育旅行 二万八、九一〇人の減少

- ・損害額 一億七、三四六万円

- ・観光施設 二十二万六、六七

- ・二人の減少、損害額十六億二、五五八万九千円

- ・スキー場 六万四、二〇三人の減少

- ・損害額 二億五、二〇八万円

- ・ワカサギ釣り 六千人の減少

- ・損害額 二、二二〇万円

- ・合計で二十億七、三三二万九千円である。

（六月二十八日現在）

企画室長

農業者についてはJA会津いいでにおいて一括請求、支払いを担当している。商工関係者については商工会の復興支援員において調査・相談・請求書作成の支援までをフォローすることとなっている。村としても引き続き基準や指針の関係情報等の収集に努めていく。

関連質問

10番 小 椋 義 正

観光・農業のそれぞれの被害額はどのくらいあるのか。またいづころ補償されていくのか。

物産展を九回ほど行ったとのことであるが、村内農産物に対する反応はどうだったのか。

商工観光課長

観光関係については合計で二十億七、三三二万九千円である。

農林課長

村の損害額については

- ・たばこ 二、五〇〇万円

- ・農協出荷分 二六〇万円

- （シイタケ、アスパラ、キュウリ、ホウレンソウ）

- ・道の駅関係 二一〇万円

- （アスパラ、キュウリ、ナスほか）

- ・漁協 四三〇万円

- ・合計で三、四〇〇万円の前年比

- についての損害として把握しているところである。

- 補償についてはJA会津いいでにおいて三月から六月分まで

- で四、五七五万円を東京電力へ

- 請求したということである。

- 物産展等で北塩原村の農産物の

- 反応については、直接来てく

- れる方は応援する声が多かった

- が、「福島県の」としてとらえて

- 敬遠している方も多いという

- 状況はあるので、今後対処してい

- きたい。

企画室長

法人及び個人の事業者につい

では、請求書の様式を九月中旬に発送、十月から受付という流れとなる。合わせて請求の窓口になる事務所を拡大することも検討しているとのことである。

村 長

風評被害の損害額の補償の完全実施を求め、福島県全市町村長、関連団体とともに東京で決起大会としたところである。今後風評被害払しょくのため県、国さらには東京電力に強く要請していく考えである。

2 第四次総合振興計画について

① 第四次総合振興計画の中で観光政策をどのように位置づけるのか伺う。

企画室長

村の観光産業は、これまで年間二六〇万人を数える観光入り込み客数、観光インフラの整備状況、第三次産業の就業者の比率が六割を超えていることなどから、村の経済、財政、雇用など、広く村民を支えている基幹産業であるという認識である。

平成二十四年度から十カ年の計画となる第四次総合振興計画においても、村の振興と村民の生活のために短期、中期、長期の、様々な事業の実施の主体な

ど、多角的に検討しながら原案を作成し、今後選任する計画審議会の委員や、村民の皆様からご意見をもらいながら計画策定をしていきたい。

再質問

美しい村・ジオパークに認定されても原発の問題がある限り計画に活かせないと思うので、原発事故による補償がいつまで行われるのかはっきりさせてから計画していくべきでは。

企画室長

計画の策定には前提となる条件として社会的な条件をまず設定して計画を策定していくことになるので、当然、原発事故についても、前提の条件として捉えていく。

再々質問

原発事故のさなかであるので、実効性のある観光政策を盛り込む必要があると考えるが。

企画室長

今年度内の対策としては、風評被害対策会議において検討していく。さらに平成二十四年度の一年間を見通した当初予算編

成の中でも検討を行っていく。第四次総合振興計画においては、五年後、十年後の村の姿とすることであるので、それぞれの段階に応じた計画になるよう十分計画していきたい。

村 長

根本的な部分として、人口減少が続く中、この課題を解決するための計画策定としていきたい。

3 介護保険について

① 第四期介護保険事業計画の進捗状況について伺う。
② 特別養護老人ホームの待機状況は改善されたか伺う。

住民課長

第四期介護保険事業計画については三年を一期として、今年度が最終年度にあたるものである。地域密着型サービスということで、認知症の高齢者が増加していることから、計画においてユニット九人のグループホームを整備するものであったが、建設事業主体の社会福祉法人より中止の申し出があり、そののみが出来ていない状況である。

特別養護老人ホームの待機状況については、村で要介護度が高く、在宅介護が困難で、施設入所を希望している方は現在五

名程度いるが、入所に時間を要するため、他の類似施設等に対応している。施設については喜多方、猪苗代管内で平成十三年と比較し、二施設増加し六施設、定員は一三〇人増加し四二〇人となり、少しずつではあるが待機状況は改善されている状況である。

再質問

第四期で介護保険料が値上げになっているのは、グループホーム新設による介護サービスの利用増ということなのか。
待機者について県の資料によると三十名程度とでているが。待機者を無くすための取り組みをどのように考えているのか。

住民課長

介護保険料の値上げについては高齢者の介護者の増加による施設利用数が多いというのが大きな原因と考えている。
待機者五名は特別養護老人ホームに対しての待機者である。

待機者解消の取り組みについては、現在第五期目を計画しているところであり、六月に五十歳以上の方を対象にアンケートを実施しニーズ調査を行い現在結果の分析をしているところである。要望や介護状態等を踏

まえ、施設増設に前向きに検討したい。

再々質問

第五期計画において、第四期に実施できなかったグループホームの建設を計画しているのか。

住民課長

現在行っているアンケート調査の結果、認知症の高齢者が増加している場合であればグループホーム建設も計画されていくものである。いずれの場合であっても、村民のニーズに応じて次期計画を作成したいと考えている。

4 下水道事業について

① 未加入状況を伺う。
② 全戸加入への取り組みを伺う。
③ 滞納状況を伺う。

建設課長

平成二十二年度末現在で特定環境保全下水道事業、簡易排水施設事業、農業集落排水事業の三施設を併せて区域内件数が一、〇〇四件に対し、未加入件数は一七五件であり、未加入率一七、三四％である。

全戸加入の取り組みとして、

随時未加入者に対して早期加入をお願いしている。また未加入者が新築や改築を行う場合には、加入の指導を行っている。

平成二十三年度に繰り越した滞納額は分担金については三七万二千円であり、使用料については、五一六万五千円となっている。

再質問

十五年経過して十七%が未加入であるのは、今までの取り組みに問題があるためと考えるが、別な取り組みを考えてはいないのか。

建設課長

法的な処分基準がなく、未加入者の調査を行い、家庭状況等を把握し、職員による訪問によりお願いする方法で考えている。

再々質問

十五年も加入できなくて残っている人たちの理由を突き止め、何か策を考えていくべきではないか。

建設課長

未加入率については平成二十年度が二十三・六七%、平成二

十一年度は十八・一六%、平成二十二年度は十七・四%で少しずつではあるが成果を上げていく。今後、職員の指導や折衝を増やすことで根気強く対応していきたい。また未加入の理由としては高齢の方や浄化槽の整備等の状況によるところがあると考えている。

一般質問 3

9番 五十嵐 力雄



1 風評被害について

① 東電の賠償金算定基準の概要が発表されたが、村の風評被害等の調査対応の状況について伺う。

企画室長

村の風評被害対策会議が各部会を通じて調査した被害額は、農産物被害額が七月末時点で約三、四〇〇万円、観光関係被害額は五月末時点で約二十億七千万円である。今後も被害額の調

査、賠償請求に向けた情報の収集、払しょく対策の検討を実施していく。

再質問

就労不能といった間接被害、また山菜の出荷制限についてはどのように請求していくのか。

企画室長

就労不能については風評被害ということ、原発事故に起因する損害については請求の対象という枠組みがあるので、その中で請求していく形となる。間接被害については中間指針の中で対象とすることが明示されたところである。またキノコ、山菜については、村においては出荷制限を受ける状況ではなく安全である。

農林課長

農林産物については、農協、農家の方々の協力を得て、村で一番早く出たものについて検査をしており、検査結果については村・県ホームページで公表しているところである。

再質問

これから収穫されるコメの放

射能調査について、村としての対応は。

農林課長

予備調査についてはND（検出限界値未満）ということ、九月九日付けで調査結果が公表されている（八月二十九日採取）。

2 村道の整備について

① 郵便局より大久保に至る村道水路について改良工事の計画があるのか伺う。

建設課長

村では現地調査を重ね、豪雨時の越流は水路断面が不連続であるのが原因であることを把握している。改良については、水路延長が長く用地に制約があるため、全体計画を作成するにあたり、建物や構造物に影響をしないよう考慮した連続する水路断面が確保できる技術的な工法の検討、また国道四五九号合流部処理など、管理者である県との協議も必要となるため、今後調整をしていく考えである。

再質問

今後何年間で計画していくのか。

建設課長

具体的な工法の調査や検討、また他関係機関との調整も必要となるので、直ちに具体的な工程を示すことはできない。

関連質問

8番 遠藤 春雄

何年も前から要望のあるもので、ある程度の時期を示すべきだと考えるが。

建設課長

村としても早期に対応できるよう努めていくので、ご理解いただきたい。

3 七月末の豪雨災害について

① 被害の状況、調査、復旧について伺う。

農林課長

七月末の豪雨災害の被害状況については、総額で一、九六〇万円である。内訳として
・水田の法面崩壊 七ヶ所
合計一、二ヘクタール
・農道の一部損壊 一ヶ所
・農業用施設の破損 二ヶ所
となっている。現在災害査定に

向けた準備を行っており、地権者や県との協議、工事費の確定を行い一刻も早い復興に向けて取り組んでいく考えである。

再質問

いつごろまでに復旧させる考えなのか。

農林課長

十月十一日の週に災害査定が行われる予定であり、査定後に入札、工事を行うことになる。工事は降雪前に終了したいと考えている。

一般質問 4

1番 若林 幸子



1 事業主などの税金の未納、固定資産税の未納について

① 議員の中で、固定資産税など滞納しているようですが、特別な処置や公平な対応をとっているのか、また村民よりこのような話が出てくることは、とても遺憾なことであると思うが、滞納状況を伺う。

② 他市町村では、とても固定資産税や他の税等に対しても、大変厳しく、すぐ「差し押さえます」という書類がきて、皆ハラハラして納付している状況ですが、村民から疑問・不安を持たれないよう公平に対応しなければならぬと考えるが村としての対応を伺う。

税務課長

滞納者への措置・対応について

では、法令の規定に基づき事務手続きを踏み、納税折衝と滞納処分を行っている。滞納者に対しては、納税状況の確認、納税相談・納税指導の実施、また差し押さえ等の滞納処分を行っている。

平成二十二年度滞納繰越分を平成二十三年度へ繰り越した状況については、滞納者延べ三三〇人、滞納額約一億八、八九〇万円となっており、固定資産税の滞納繰越額は約一億七、九六〇万円となっている。

滞納処分の公平性については、各納期限までに納付になっていない場合は二十日以内に督促状を発送しなければならないことになっている。その後、納付いだけない場合は、催告書を送し、納付の催告及び差し押さえ等の予告を行っている。さらに納付がない場合は、滞納者の財産・資産等を調査し、差し押さえ等の滞納処分を実施し、さらには差し押さえた財産を換価し税金に充当することとなる。今後とも村税の賦課徴収の公平性を確保し、納期限内に納税していただいている方々に不公平感を持たれないよう滞納処分を実施する。また村税は行政サービスの根幹をなす自主財源であることの重要性和必要性を認識していただくよう広報等で周知していく。

再質問

大口の未納者に対しての集金方法はどのようにしているのか。

税務課長

滞納者については一律法律で公平公正な処分をしなければならぬとされているところであるが、大口の未納者については優先順位を上げて対応するようにしている。

関連質問

11番 遠藤 祐一

村外に関係する滞納が多いわけであるが、村外の滞納者への対応や固定資産税の大口関係はどのくらいあるのか。

税務課長

村外の大口滞納の状況については資料が出ていないのでこの場での答弁はできない。

村外滞納者への対応は、村内滞納者と事務的には同じであるが、時間と経費がかかることであるので、まずしっかりと調査を行い、督促、催告、差し押さえを行っているところである。村外の大口滞納者についても力を入れて行っていく。

2 学習能力、運動能力（裏磐梯小学校とさくら小学校、裏磐梯中学校と第一中学校）について

① 新しい学習指導要領が小学校は二〇二一年四月から、中学校は二〇二二年四月から全面実施されますが、北塩原の子どもたちの学習能力、運動能力の差について伺う。

② 今回の改訂で「生きる力」が育成のテーマであるが、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康、体力」という知・徳・体をバランスよく育むことを重視しており、「ゆとり」「詰め込み」でもなく、基礎的な知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成が目標となっているが、具体的にはどのような事を考えているのか伺う。

教育課長

学習能力については、平成二十二年全国学力学習調査結果において、小学校では国語・算数ともに「主として知識に関する問題の正答率」は、県・全国の平均とほぼ同じであるが、国語の「主として活用に関する問題の正答率」は県・全国平均を若干下回っている。中学校では国語・数学ともに「主として知

識及び活用に関する問題の正答率」とともに県・全国平均を上回っている。

運動能力については、平成二十二年新体力テストの調査結果によると、種目によって全国平均よりも下回るものもあるが、小中学校ともに総合得点の平均値は県・全国平均よりも上回っている。

改訂となる学習指導要領に対応するため、村では幼稚園・小学校・中学校の一貫した教育を目標とした計画づくりを進めるとともに、本年度、学校支援地域本部事業を立ち上げ、地域で学校を支える体制づくりを始めるところである。さらに教師の指導力向上のため幼稚園・小学校・中学校連携の授業研究会や転入教職員の村内研修を実施しているところである。なお学校においても、朝の読書活動、ボランティア、職場体験活動や、朝のマラソン等による全校体力づくりなどにより、学力・道徳性・体力を培う取り組みを推進している。

再質問

裏磐梯小学校の運動会のリレーの際、使用するバトンがどの子どもでも使用できるようリングバトンを使用しているとのこと

であったが、通常のバトンは、三歳児から反復練習すれば使用できるものであり、子どもの可能性に制限をかけるような教育方針だと思うが。

裏磐梯小学校とさくら小学校の運動会においてプログラムの違いなど差があるのは問題だと思ふが。

教育長

一人ひとりの子どもを大事にするという視点から、その発達段階に応じて、まずどの子ども対応できるリレーの形態として、リングバトンを使用している。また、技術の向上に応じて段階的に通常のバトンが使えるよう指導の手順を考えており、現場でもそのように行っているところである。

また、各学校では、体力づくり等を、運動会だけでなく学校教育全体で取り組んでおり、さらに運動会については各学校で伝統の種目があり、各学校の特性に応じて種目を選択しているところである。



3 図書費の交付金及び本について

- ① 先生方からお聞きしましたら、本が少ないので、子どもたちが読めるような低学年向け、中学年向け、高学年向けの伝記物を購入する考えはあるのか伺う。
- ② 新刊をたくさんいろいろ種類をそろえて購入する事は考えているのか伺う。

教育課長

学校図書については継続して整備・充実を図っているところであるが、平成二十二年度は各学校とも四十万円ほどの図書を購入したところである。購入図書は学校で希望するものを選定したものであり、様々な分野の図書を各学校、約百冊から二七〇冊導入しているところである。今後もし引き続き、生徒の読書習慣の確立のため計画的に図書の充実を図っていききたい。

再質問

低学年向けの伝記物がほしいとの要望があったが。

教育長

学校図書については各学校か

ら希望をとって購入しているところである。子どもの心を育成するため伝記等も大切であることは各学校も理解しているところであるので対応していきたい。

4 冬の除雪について

- ① 一人暮らしのお年寄りが大勢おりますが、今年のように雪がたくさん降りますと、大きい道路は村がやってくれ、とても助かりますが、自分の所をやっていたくのに一時間いくらでお支払いしていて、一人暮らしの国民年金の方は、今年、特にたくさん除雪にかかり、生活するのも苦しく困っていましたので、雪の多い時は、村としても除雪費の援助を少しでも一人暮らしのお年寄りにしなければならぬと考えるが、どのように考えているのか伺う。

住民課長

村では一人暮らし高齢者世帯等除雪サービス事業として、北塩原村社会福祉協議会へ委託し、実施している。本事業は一人暮らしの高齢者世帯に対し、自宅及びその周辺の除雪を行うことにより、日常生活の便宜を図ることを目的としており本人の負担は無いものである。今後とも当

再質問

毎回除雪を行ってもらえるものなのか。

住民課長

除雪サービスの利用申請書を社会福祉協議会へ提出の後、速やかにその必要性を検討し利用の可否を決定することとなっている。

一般質問 5

8番 遠藤 春雄



1 下水道事業の整備について

- ① これから新設がある場合、どこまで村でやるのか、どこから個人負担になるのか伺う。

該事業を通じ、一人暮らしの高齢者世帯等の除雪を推進していく。

建設課長

下水道事業計画の認可を受けた区域内の場合、新規に下水道事業を行う宅地等については、村が本管から宅地内の枡までを施工し、その先については使用者が施工する事となる。

また下水道事業が完了したあとに住宅を新設する場合、本管から建物まで使用者が施工することを原則としている。

再質問

平成二十二年度事業で北山地区において敷設工事を行った際には本管から宅内枡まで村で施工しており、裏磐梯地区で建物を建てた際には本管から宅内枡まで個人負担で行うようにしていたということだが、どのような基準で分けているのか。

建設課長

下水道事業を行う際には村で公共枡を設置しているが、事業終了後に設置する場合、個人負担となる。

今回の北山地区の下水道については変更認可を受けての事業であり公共枡までの設置を村で実施したものである。

再々質問

今後、下水道本管が通っているところに建物を建てた場合、本管から個人負担となるということの良いのか。

平成二十二年度の北山地区の下水道敷設工事では水道管についての説明がなかったが、既に百五十ミリの水道管本管が設置されているにもかかわらず七十五ミリの管でUターンさせているがその理由は。

建設課長

下水道については、新たに下水道をつなぐ場合、原則として本管から建物までは個人負担とする考えである。

北山地区の水道管については、近隣にこれからも住宅等が建つ場合を考慮し手戻りの無いように経済的に水道を一緒に設置した。

**審議結果一覧****《平成23年第7回定例会》**

平成23年9月12日提出

専決処分の承認を求めることについて	原案承認
北塩原村税条例等の一部を改正する条例	原案可決
平成22年度北塩原村一般会計歳入歳出決算認定について	原案可決
平成22年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
平成22年度北塩原村簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
平成22年度北塩原村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
平成22年度特定環境保全下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
平成22年度簡易排水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
平成22年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
平成22年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
平成23年度北塩原村一般会計補正予算（第5号）	原案可決
平成23年度特定環境保全下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
平成23年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

追加議案

北塩原村教育委員会委員の任命について（遠藤耕二氏）	原案同意
---------------------------	------

村議会所管事務調査を実施

期 日…十月十一日（火）～十三日（木）
場 所…長野県高山村
〃 下條村



下條村での研修で、当村の説明を交えあいさつをする小椋議長

内容

総務常任委員会

◎地域振興について

（地域の特性を活かしたイベントの推進について）

厚生文教常任委員会

◎住民福祉向上について

（少子高齢化対策について・若者定住対策について）

観光産業常任委員会

◎産業振興について

（地域資源を活かした観光と農業の推進について）



編集委員

委員長 大竹 良幸
副委員長 蟹巻 尚武
委員 五十嵐 善清
委員 若林 幸子
委員 小椋 眞

「あなたも議会を傍聴してみませんか」

次回の定例会は12月に開催予定です。

ご希望の方は、議会事務局へご連絡ください。

直 通 ☎ 2 3 - 3 2 6 3